

令和元年台風第19号に係る被災者支援について

令和元年11月1日

京都府公立大学法人

（京都府立医科大学）

（京都府立大学）

令和元年台風第19号により、著しい被害を受けられた方々に対し、京都府公立大学法人授業料等に関する規程等に基づき、下記のとおり授業料等の減免を実施します。

記

● 授業料等の減免

区分	対象者	減免額
授業料	納付期限の前1年以内における災害により授業料の負担が著しく困難な方 ※令和元年度後期授業料に係る減免申請期限を令和元年11月29日まで延長	全額 又は 半額
入学料	入学許可を受ける日の前1年以内における災害により入学料の負担が著しく困難な方	全額
入学審査料	入学願書受付期間最終日の前1年以内において、家屋が全壊、半壊、床上浸水、一部損壊の被害を受けた方	全額